

質 疑 回 答 書

件 名 南山配水場駐車場跡貸付

上記案件につきまして質疑事項がありましたので、下記のとおり回答いたします。

質 疑 事 項	回 答
<p>① 駐車場を運営するにあたり電気は事業者によって新たに引き込む必要がございますか。それとも既存の電気を名義変更で使用可能でしょうか？もし新規で引き込むとなると相当な時間がかかることが予想されますが、その際も7月1日から貸付料は発生する認識でしょうか。</p>	<p>① 電気の使用につきましては、新たに引き込んでいただく必要があります。その場合でも貸付料は7月1日より発生いたします。</p>
<p>② 6月22日に開札ですと、すぐに発注したとしても工事業者の確保が間に合わず、7月1日時点でのオープンは難しい見込みです。いつまでに駐車場のオープンが必要でしょうか。また貸付期間を7月1日から後ろ倒しすることは可能でしょうか。</p>	<p>② 貸付期間については、事前準備の完了に関わらず、7月1日からとなります。なお、駐車場のオープンの日はこちらが指定するものではありませんので、7月1日以降任意のタイミングでオープンしてください。</p>
<p>③ 貸付予定地にあるポールは地中に戻すのみでよろしいでしょうか。または事業者負担で撤去が必要でしょうか。またその際は契約終了時に原状回復の必要がございますか。</p>	<p>③ 貸付予定地にあるポールは事業者負担で抜いたうえで、水道局が指定する箇所へお渡しく下さい。原状回復につきましては、ポールを抜いた状態を現状とご認識ください。</p>